

倫理規程

（目的）

第1条 本規程は、NPO 法人 Gift（以下「当法人」という。）の事業の実施に当たり、社会課題の解決を促進し、もって当法人の社会的信頼の向上に資するため、当法人が遵守すべき倫理その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（組織の使命及び社会的責任）

第2条 当法人は、その設立目的に従い、公益の実現に貢献すべき社会的責任を負っていることを認識し、持続可能で豊かな社会の実現に寄与するように事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第3条 当法人並びにその役員及び職員（以下「役員等」という。）は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持及び向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第4条 当法人及び役員等は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

（法令等の遵守）

第5条 当法人及び役員等は、当法人に適用される法令、定款及び内部規程を厳格に遵守し、適正に事業を運営しなければならない。

2. 当法人及び役員等は、反社会的勢力との取引を一切行ってはならない。
3. 役員等は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、コンプライアンス規程又は内部通報規程に定める手続に則り、適切に対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第6条 役員等は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用してはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第7条 当法人は、役員の利益相反防止規程に基づき、必要な事項について役員に自己申告させるとともに、役員の利益相反行為を制限又は是正しなければならない。

2. 当法人は、役員の利益相反行為の制限又は是正の状況について、情報公開規程に基づきこれを公開しなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 当法人及び役員等は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

2. 当法人は、特定の団体に対して交付金の助成等を行う事業を実施するに当たっては、交付金の性質や当該団体の実績等を踏まえて公平に行うとともに、以下の各号に定める団体に対して交付金の助成等を行わないよう十分注意しなければならない。
 - (1) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 特定の政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下本号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下本号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

(ハラスメントの防止)

第9条 役員等は、他の役員等を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次に掲げる行為をしてはならない。また、当法人以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。

- (1) 優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超え、身体的苦痛若しくは精神的苦痛を与える又は就業環境を害すること（パワーハラスメント）
- (2) 職場における性的な言動に対する他の役員等の対応等により当該役員等の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の役員等の就業環境を害すること（セクシュアルハラスメント）
- (3) 他の役員等の妊娠、出産及び育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により、役員等の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により、女性である役員等の就業環境を害すること（妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント）

(情報開示)

第10条 当法人は、事業活動に関する透明性を確保するため、情報公開規程に基づき、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(適正な会計)

第11条 当法人は、経理規程に基づき、適正な経理処理及び会計報告を行わなければならない。

(個人情報保護)

第12条 当法人及び役員等は、業務上知り得た個人的な情報を保護し、その漏えい又は不適切な利用を防ぐために必要な措置を講じなければならない。

(自己研鑽)

第13条 役員等は、公益事業活動を推進する能力を向上させるため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規律遵守の確保)

第14条 当法人は、理事会、コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス委員会その他の会議体において、必要に応じて本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保しなければならない。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1 本規程は、令和6年11月25日から施行する（令和6年11月25日理事会決議）。